

# 東京都における 改正大気汚染防止法への対応 ～「アスベスト総合対策事業」について～

いしづか ひろあき  
石塚 博明

東京都 環境局 環境改善部 大気保全課 課長代理

## 1. はじめに

アスベストは、安価で耐熱性や耐腐食性等の諸特性に優れているため、建材などに利用され、高度経済成長期を中心に建設工事等で大量に使用された。アスベストの使用、製造等が全面禁止となった平成18年以降も、築年数の古い建築物にはアスベスト含有建材が含まれるため、都内の建築物には、まだ多くのアスベストがストックされた状態である。

国土交通省は、0.1%以上のアスベストを含む建材が使用されている可能性のある民間建築物（昭和31年～平成18年までに施工されたS造やRC造）は全国で280万棟あり、その解体のピークが令和10年（2028年）頃に訪れると推計している<sup>1)</sup>。

都内においては、非木造建築物について年間着工棟数をもとに解体時期を推計したところ、アスベスト使用建築物の解体数は既にピークを迎え、今後、令和32年（2050年）頃まで高水準の状態が続くと

見込んでいる（図1）。

東京の魅力向上に不可欠な「都市機能の更新」を安全かつ着実に進めていくためには、こうした建築物の解体、改造、改修時に際し、アスベスト含有建材に由来するアスベストの飛散防止対策を徹底することが大変重要な課題となる。

また近年は、大型の台風や地震が頻発しており、令和元年に関東地方に接近した台風15号及び19号は、都内に建築物の損壊被害や浸水被害をもたらし、大量の災害廃棄

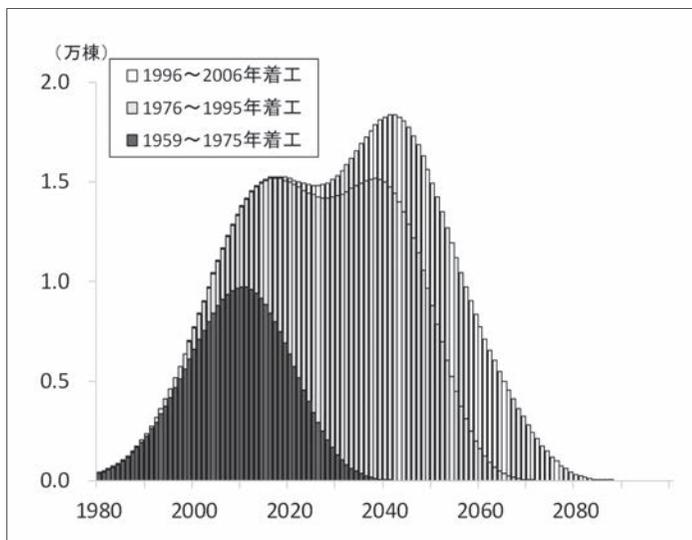


図1 都内の非木造建築物の解体棟数の推計

物を発生させた。災害による被害が顕著となるなか、損壊・倒壊した建築物や災害廃棄物からアスベストの飛散を防ぐことも、安心安全な都市環境を確保するうえで重要な取り組みである。

都は、令和2年の大気汚染防止法の改正を契機として、都市更新時や災害発生時におけるアスベスト飛散防止対策のレベルアップに向け、新たに『アスベスト総合対策事業』を開始したので、本稿では、その概要について紹介する。

## 2. アスベスト総合対策事業

### 2.1 都市更新時における

#### アスベスト飛散防止対策

##### 2.1.1 大気汚染防止法と環境確保条例の関係

大気汚染防止法（以下「法」という）では、建築物その他の工作物の解体、改造、改修時におけるアスベストの飛散を防止するため、発注者等は吹付けアスベスト等の除去作業前に、都道府県等への届出を義務付けている。

都内では、この法の届出と併せて、『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』（以下「環境確保条例」という）に基づき、一定規模以上の解体・改修工事の際に、アスベスト飛散防止計画の届出、敷地境界でのアスベスト濃度測定の実施などを義務付けている。法と環境確保条例が相

まってアスベスト規制を補完し合うことで、現場でのアスベスト飛散防止対策を一層徹底する仕組みとしている。

こうした法及び条例に基づく事務は、第一義的には東京都と八王子市（中核市）が担うこととなるが、人口と建築物が密集する東京の特性を踏まえ、都は地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理の特例制度により、アスベスト規制事務の一部を特別区及び多摩25市（以下「区市」という）に移譲している（表1）。また、都は多摩地域において延べ床面積2,000m<sup>2</sup>以上の大規模建築物等に対する指導権限を留保していることから、都は広域行政の立場から区市に対してアスベスト事務を支援する役割に加え、規制庁として自ら解体業者等を指導する役割も担っている。

##### 2.1.2 法改正による都内の

#### アスベスト事務に対する影響

令和2年6月の法改正により、アスベスト含有成形板に関する作業基準の新設や、工事前に元請業者が実施したアスベスト調査の結果を行政に報告する制度の創設など、アスベストに関する規制が強化された。

こうした規制強化により、都区市職員は現場での監視指導において、アスベスト含有成形板の見分け方や除去作業方法の習得など、より高度な専門知識やスキル、ノウハウが必要となる。また、令和4年4月から開始される事前調査結果の報告制度では、都内での年間報告件数を約25.5万件と

表1 都内におけるアスベスト規制事務の事務分担

地域・対象		所管
特別区		特別区
市 (八王子市を除く)	延べ床面積 2000 m <sup>2</sup> 以上の建築物、工作物	都
	延べ床面積 2000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	市
八王子市		八王子市
町村(島しょ部を含む)		都

推計しており、膨大な事務量が発生する見込みである。

### 2.1.3 アスベスト総合対策事業の概要（平常時）

こうした法改正に伴う新規事務の実施に向け、都は区市を支援する広域行政の立場から、令和3年度から『アスベスト総合対策事業』として以下の取組みを実施し、ソフト・ハード両面で区市を支援するとともに、区市と連携して改正法への対応を進めている。

#### （1）都区市アスベスト対策検討会の設置

都は令和3年度に、アスベスト事務を担う都区市職員で構成する都区市アスベスト対策検討会（以下「検討会」という）を立ち上げ、事業者向けのアスベスト飛散防止マニュアルや、行政職員向けの立入検査マニュアルの改訂を進めるとともに、具体的な事務処理方法等の検討を行っている。

特に、検討会では、事前調査結果の報告に関する事務処理方法が重要な協議事項の一つである。年間25.5万件の事前調査結果の報告数に対し、マンパワーの面から実際に現場に赴くことのできる立入検査数には限りがある。そこで、事前調査結果の報告内容からアスベストの飛散リスクを数値化し、立入検査現場の優先順位をつける方法や、効率的な監視指導手法を検討している。

#### （2）区市へのアスベストアナライザー 購入費の支援

令和4年度以降、事前調査結果の報告制度の運用に伴い、行政職員がアスベスト含有成型板等を除去する解体現場に立ち入る機会が増加する。この際、アスベスト含有建材の見逃しが疑われる事案があったとしても、行政職員が建材中のアスベストの有無を目視で判断することは不可能であり、現場では是正指導を行うことは難しい。



写真1 アスベストアナライザーの使用風景

アスベストアナライザーによる簡易測定は、その検知能力（アスベスト含有率1%以上、アンソフィライトは2%以上）や価格面（約800万円）に課題はあるものの、現場で建材を破壊することなく瞬時にアスベストの有無を判別できることから、都区市職員が解体業者等に是正指導する際の科学的根拠を提供することができる（写真1）。

このため都は、令和3年度にアスベストアナライザーを購入する区市に対し、その費用を全額負担する制度を創設し、財政面から区市支援を行っている。

なお、都においてもアナライザーを4台配備し、都自らの立入検査に活用するほか、必要に応じてアナライザーを配備していない区市に対して貸し出しを行っている。

#### （3）区市へのアスベスト関連国家資格 取得経費の支援

令和5年10月からは、解体等工事前にアスベストの有無などを確認する事前調査において、一般建築物石綿含有建材調査者など一定の知見を有する者による実施が義務化される。

今後、区市職員が解体現場等に立入検査を行う際には、こうした専門人材に対して指導することとなるため、区市職員も事業者と同等の知識・スキルが求められる。

このため都は令和3年度に、区市職員が



写真2 アスベストGメンの現場同行



写真3 民間企業に講師派遣する出前講座

石綿作業主任者や一般建築物石綿含有建材調査者の資格を取得する際の経費を全額負担する制度を創設し、区市職員の技術力向上を支援している。

#### (4) 専門職員（アスベストGメン）の配置

都は、解体等工事におけるアスベスト規制の専門職員、いわゆるアスベストGメンを9名配置し、次の活動を行っている。

##### 〈区市職員への支援〉

区市から依頼を受け、アスベストGメンが解体等工事現場に同行し、区市職員の監視指導業務を支援している（写真2）。

##### 〈出前講座〉

事業者が主催する社内研修にアスベストGメンを講師として派遣し、アスベストの基礎知識や法及び環境確保条例の規制内容を説明している（写真3）。

表2 令和3年度区市職員向け研修等の内容

研修名	研修内容	時間	講師
東京都主催	初任者向け基礎セミナー	2時間	・都職員
	実務研修	2時間	・外部講師
	災害訓練	3時間	・都職員 ・外部講師 ・外部講師
区主催研修	・アスベストの届出審査や現場調査の要領など	2時間 15分	・都職員
市主催研修	・アスベストの基礎知識や法・条例の規制内容など ・アスベストの届出審査や現場調査の要領など	2時間 ×2回	・都職員

また、区市役所の営繕担当部署からの派遣依頼に基づき、公共工事においても法令が遵守されるよう区市役所内における啓発活動を支援している。

#### 〈現場パトロール〉

都が所管する解体等工事現場に加え、区市役所から提供された建設リサイクル法の届出情報をもとに区市所管の現場パトロールを実施し、法及び環境確保条例に基づく規制ルール等の周知に取り組んでいる。

#### (5) 区市職員向け研修

法改正を契機として、アスベストに関する専門知識や実践的な指導方法等の習得を求める区市職員からの声に応え、区市職員向け研修を基礎、実務、災害時コースに再編し、その内容充実を図っている。また、区市が主催する研修会に都が講師を派遣し、区市の自主的な取組みも支援している。

令和3年度の研修内容を表2に示す。

#### (6) 業界団体等への法改正内容の周知

法改正による新たなアスベスト規制の内容（事前調査結果の報告、アスベスト含有成形板に係る作業基準の新設等）を建設業やリフォーム業などの業界団体に説明し、各会員に周知することは、現場での適正なアスベスト除去作業を徹底するうえで重要な取組みである。

都は現在、業界団体等に職員を派遣し、会合等で法改正内容の周知を図っているほか、アスベストGメンによるパトロールの際に、各々の現場で作業従事者に周知活動を行っている。

また、コロナ過で業界団体が会員を集めた全体会議の開催を控えているなか、法改正の内容を解説した動画の作成や、業界紙への広告掲載、チラシ（多言語）・ポスターの配布を予定しており、様々なチャネルを活用しながら、業界団体等への周知活動を

拡大していく。

## 2.2 災害時におけるアスベスト飛散防止対策

### 2.2.1 災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアルの策定

上記で述べた都区市アスベスト対策検討会において、『災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアル』（以下「災害時マニュアル」という）の策定を進めている。

災害時マニュアルは、平常時の備えから、発災後に建築物等からアスベストが露出した際の応急措置、さらには復旧・復興時における損壊建築物等の解体時のアスベスト処理など、都、区市町村、建築物所有者、解体業者、協定締結団体等が参考にできる取組事項をまとめている。

### 2.2.2 業界団体との協定締結

倒壊建築物や災害廃棄物の仮置場等からアスベストが飛散するおそれがあるため、こうした現場の周辺でアスベストの飛散状況をモニタリングすることは、地域住民等の安心安全を確保するうえで重要な取組みである。しかし、アスベスト・モニタリングは、高度な専門技術や機材を必要とするため、行政職員のみで対応することは困難である。

そこで都は、災害時にアスベスト・モニタリングを実施するため、令和2年9月に東京都環境計量協議会（以下「協議会」という）と協定を締結した。具体的には、協議会があらかじめ地域ごとにアスベストの測定ができる会員事業者を選定しておき、災害発生時には都の要請に基づき迅速かつ確実にモニタリングを開始できる体制を整備した。

また、災害発生当初には、損壊建築物等において、吹付けアスベストなどアスベスト含有建材の露出状況や、当該露出箇所の飛散リスクを調査する必要があるが、こう

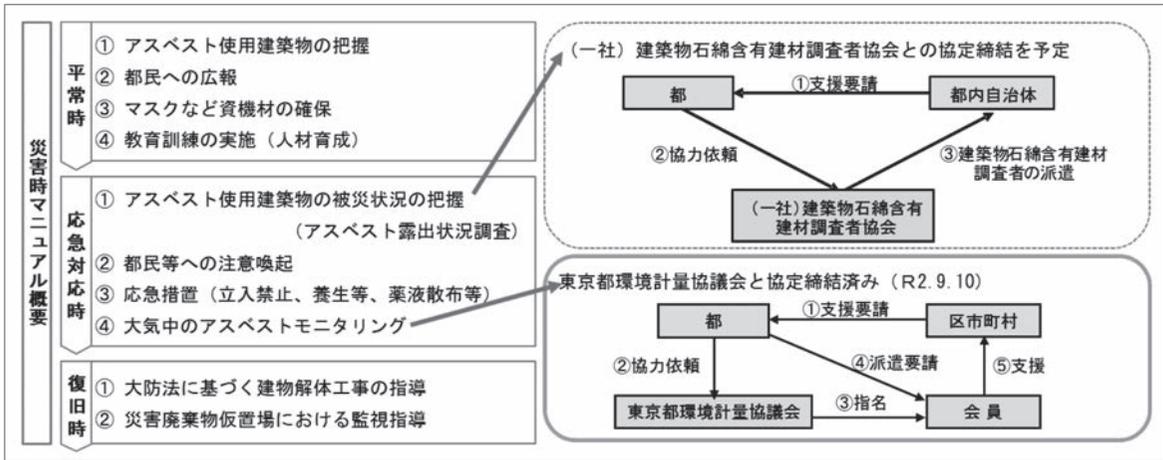


図2 災害時マニュアル概要と業界団体との協定

した調査は目視で行うため、ここでも高度な専門知識とノウハウが必要である。都は現在、専門人材を擁する業界団体とも災害協定の締結に向けた調整を進めており、災害時に実効性のあるアスベスト対策を実施できる体制整備を一層進めている（図2）。

### 2.2.3 災害時備蓄品の確保

災害現場でアスベスト飛散防止対策を実施するためには、行政職員が使用する防じんマスクや防護服、吹付けアスベスト等が露出した際の応急措置に使用する養生シート、飛散防止剤等をあらかじめ確保しておく必要がある。

令和3年度は、都はこうした資材を購入・備蓄するとともに、区市や災害の協定締結団体等と災害訓練を実施し、災害時に迅速な対応ができるよう、その備えに万全を期す。

## 3. おわりに

今回の法改正の内容は、事業者のみならず、アスベスト規制事務を執行する地方自治体に大きな影響を与えており、事前調査結果の報告受付事務や、新たな監視指導手法の確立など、地方自治体として取り組むべき課題がある。

今後、都は『アスベスト総合対策事業』を通じてノウハウを集積するとともに、都外自治体とも情報共有を図り、アスベスト施策の円滑な実施に向けた取組みを進めていく。

### 参考資料

- 1) 国土交通省：建築物石綿含有建材調査マニュアル（2014.11）